

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島海区漁業調整委員会
漁業法により公聴会を開く件
- 内水面漁場管理委員会
こいの持ち出し等について指示する件
- こいの持ち出しの禁止に係る指定水域の範囲を定める件
- 漁業法により公聴会を開く件
- 平成二十五年年度目標増殖量を定めた件

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会告示第一号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定により、次のとおり公聴会を行う。

平成二十五年二月二十六日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳弘

一 期日及び場所並びに公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述者」という。）となり得る者の範囲

期 日	平成二十五年三月二日 午後一時三〇分	場 所	いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき合同庁舎西分庁舎二階会議室
		公述者となり得る者の範囲	1 共同漁業権を有する者 2 いわき市内の各漁業協同組合関係者 3 相馬双葉漁業協同組合（富熊支所）関係者

4 その他利害関係のある者

平成二十五年三月二日
午後一時三〇分

南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地 福島県南相馬合同庁舎南庁舎四〇一会議室

- 1 共同漁業権又は区画漁業権を有する者
- 2 相馬双葉漁業協同組合関係者
- 3 その他利害関係のある者

二 公聴会において意見を聴こうとする案件
 漁業法第十一条第一項の規定による共同漁業及び区画漁業の免許内容等の事前決定に関する事項

三 公述者にならうとする者の手続
 公述者にならうとする者は、住所、氏名、年齢及び職業並びに発言要旨を記載した文書を福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。文書の提出期限は、公聴会開会前二十分とする。

四 公述者の選定
 公述者は、文書を提出した者のうちから、委員会において選定する。

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会指示第一号
 こいの持ち出し等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十四條第四項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十五年二月二十六日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 羽染 忠

一 指示の内容

1 持ち出しの禁止

(一) 公共の用に供する水面及びこれと連接して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合は、委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等（以下「指定水域」という。）に生息するこいを持ち出してはならない。

(二) 委員会は、指定水域の範囲について速やかに告示するものとする。

2 放流の制限
 次に掲げる要件のいずれにも該当するこいでなければ、委員会が承認した場合を除き、公共用水面等に放流してはならない。ただし、採捕したこいを採捕した公共用水面等に再放流する場合は、この限りでない。

- (一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたこいでないこと。
- (二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたこいと水を介しての接触がないこいであること。
- (三) PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)又はLAMF法でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたこい群のこいであること。
- 3 遺棄の禁止
生死を問わず、公用水面等にこいを遺棄してはならない。
- 4 1及び2に掲げる事項は、国又は地方公共団体が試験研究の用に供するこいについては、適用しない。
- 二 指示の期間
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

福島県内水面漁場管理委員会告示第一号
こいの持ち出し等について指示する件(平成二十五年福島県内水面漁場管理委員会指示第一号)に基づき、指定水域の範囲を次のとおり定める。
平成二十五年二月二十六日

福島県内水面漁場管理委員会
会長 羽 染 忠

福島県内水面漁場管理委員会告示第二号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第四項の規定により、次のとおり公聴会を行う。
平成二十五年二月二十六日

- 一 期日及び場所並びに公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述者」という。)となり得る者の範囲

期 日	場 所	公述者となり得る者の範囲
平成二十五年三月一九日 午後一時三〇分	福島市中町七番一七号 ふくしま中町会館六階特別会議室	1 漁業権者 阿武隈川漁業協同組合、真野川漁業協同組合、新田川・太田川漁業協同組合、室原川・高瀬川漁業協同組合及び泉田川漁業協同組合の各漁業協同組合関係者

平成二十五年三月二二日 午後三時三〇分	いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき合同庁舎西分庁舎二階会議室	3 その他利害関係のある者
平成二十五年三月二七日 午後一時	会津若松市追手町七番五号 福島県会津若松合同庁舎新館二階大会議室	1 漁業権者 2 富岡川漁業協同組合、木戸川漁業協同組合、夏井川漁業協同組合、鮫川漁業協同組合及び久慈川第一漁業協同組合の各漁業協同組合関係者 3 その他利害関係のある者

- 二 公聴会において意見を聴こうとする案件
漁業法第十一条第一項の規定による内水面の共同漁業の免許の内容等の事前決定に関する事項
- 三 公述者になろうとする者の手続
公述者になろうとする者は、住所、氏名及び従事する漁業の種類並びに発言要旨を記載した文書を福島県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならぬ。文書の提出期限は、公聴会開会前十分とする。
- 四 公述者の選定
公述者は、文書を提出した者のうちから、委員会において選定する。

福島県内水面漁場管理委員会告示第三号
内水面第五種共同漁業権漁場における平成二十五年年度目標増殖量を次のとおり定めた。
平成二十五年二月二十六日

福島県内水面漁場管理委員会
会長 羽 染 忠

漁業権番号	河川名	漁業権者名	こ	い	ふ	な	あ	ゆ	う		い	い	な	め	す	ざ	ぎ
									種苗放流	産卵場造成							
内共第1号	真野川	真野川漁業協同組合	kg 42		kg 42	kg 126		尾 1,400	箇所 —	尾 2,800	尾 10,500	尾 —	万粒 —	kg 7			
内共第2号	新田川	新田川・太田川漁業協同組合	105	14	180	35	2,800	—	1,050	14,000	—	—	—	—	—	—	10
内共第3号	太田川	新田川・太田川漁業協同組合	35	14	35	1,400	—	1,050	5,600	—	—	—	70	3			
内共第4号	請戸川	室原川・高瀬川漁業協同組合 泉田川漁業協同組合	56	56	550	3,500	—	7,700	70,000	—	—	—	70	21			
内共第5号	熊川	熊川漁業協同組合	70	—	120	700	—	—	8,400	—	—	—	—	—			
内共第6号	富岡川	富岡川漁業協同組合	—	—	75	400	2	2,100	3,500	—	—	—	—	—			
内共第7号	井出川	木戸川漁業協同組合	—	—	45	—	—	5,600	5,600	—	—	—	—	—			
内共第8号	木戸川	木戸川漁業協同組合	28	—	250	700	—	21,000	24,500	—	—	—	—	14			
内共第9号	夏井川	夏井川漁業協同組合	140	210	250	21,000	—	3,500	56,000	—	—	—	—	7			
内共第10号	鯨川	鯨川漁業協同組合	91	91	900	9,100	—	7,000	28,000	—	—	—	—	21			
内共第11号	阿武隈川	阿武隈川漁業協同組合	2,800	1,050	1,200	140,000	—	39,200	66,500	—	—	—	700	70			
内共第12号	久慈川	久慈川第一漁業協同組合	49	—	750	5,200	4	—	42,000	—	—	—	—	—			
内共第13号	猪苗代湖	猪苗代・秋元非出資漁業協同組合	63	1,050	—	94,900	2	17,500	7,000	—	—	—	—	35			
内共第14号	秋元湖	猪苗代・秋元非出資漁業協同組合	35	35	—	7,000	—	22,400	15,400	—	—	—	1,470	—			
内共第15号	小野川湖	檜原漁業協同組合	28	28	—	3,500	—	8,400	5,600	—	—	—	700	—			
内共第16号	檜原湖	檜原漁業協同組合	210	210	—	42,000	—	37,100	22,400	—	—	—	5,390	—			
内共第17号	阿賀川	西会津地区非出資漁業協同組合	350	350	—	2,600	3	14,700	9,100	—	—	—	—	—			

内共第18号	阿賀川 日橋川	阿賀川非出資漁業協同組 合	700	700	855	35,000	—	28,000	14,000	—	70	—
内共第19号	大川	会津非出資漁業協同組合	420	280	1,710	6,300	4	35,000	21,000	—	70	7
内共第20号	大川	南会東部非出資漁業協同 組合	210	—	855	14,000	—	35,700	25,900	—	700	—
内共第21号	只見川	只見川漁業協同組合	182	182	126	3,800	1	16,800	10,500	—	—	—
内共第22号	沼沢湖	沼沢漁業協同組合	—	—	—	—	—	—	—	32,200	—	—
内共第23号	野尻川	野尻川非出資漁業協同組 合	—	—	300	4,200	—	11,200	11,200	—	—	—
内共第24号	只見川	伊北地区非出資漁業協同 組合	140	—	—	7,000	—	24,500	33,600	—	1,260	—
内共第25号	伊南川	南会津西部非出資漁業協 同組合	—	—	3,500	53,900	—	112,000	42,000	—	—	—
内共第26号	檜枝岐川 只見川	檜枝岐村漁業協同組合	—	—	—	700	—	31,500	7,000	—	—	—
内共第27号	大鳥湖 奥只見湖 只見川	伊北地区非出資漁業協同 組合 檜枝岐村漁業協同組合 魚沼漁業協同組合	210	140	—	8,400	—	23,800	23,800	—	140	—
内共第28号	尾瀬沼 沼尻川	檜枝岐村漁業協同組合 利根漁業協同組合	—	—	—	—	—	4,200	2,100	—	—	—
合	計		5,964	4,452	11,827	469,500	16	513,800	585,200	32,200	10,640	195